

# 「若者トラブル188番」実施のお知らせ ～ 悪質商法にあわないために～

平成 30 年度版ポスター

相模原市では、「悪質商法カモ?」「契約トラブルになってしまったカモ?」など、困ったときに消費生活総合センターへ相談してもらおうきっかけとするため、はたちのつどい(成人式)の日を1日目として、3日間「若者トラブル188番」を実施します。

これは若者向け悪質商法被害防止キャンペーンの一環として実施するものです。



データを使用する際には、事前にお問い合わせください

## 若者トラブル188番(電話相談)

期間 平成31年1月14日(月・祝)～16日(水)

受付 午前9時～午後4時 14日は正午～午後1時は受付していません。

電話番号 188(局番なし お近くの消費生活センターにつながります)

042-776-2511(相模原市消費生活総合センター 相談専用)

## こんな勧誘/通知にご注意ください

- ・「必ずもうかる」「人を紹介すれば収入が得られる」…マルチ商法、情報商材
- ・「あなただけ特別」「今なら無料」…アポイントメントセールス
- ・「支払わないと法的手続きに入ります」…架空請求、ワンクリック詐欺 など

## 若者向け悪質商法被害防止キャンペーンとは

若者の悪質商法被害の未然防止・早期発見を図るため、1～3月に関東甲信越ブロック1都9県6政令指定都市及び国民生活センターと共同で啓発を実施するもの。

内容 ポスター、リーフレットの配布等を実施。

本市は他に、大学のお知らせメールを通じた注意喚起等を実施予定。

## 参加機関

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、新潟県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、新潟市、国民生活センター

お問合せ先  
消費生活総合センター  
直通電話042-776-2598  
担当：小泉